

広島県告示第七百十六号

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県産業集積促進助成要綱の一部を改正する告示

広島県産業集積促進助成要綱（平成二十三年広島県告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

別表第一ひろしま産業新成長ビジョンに掲げる産業クラスターの形成に資する技術（医療・健康関連技術）の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「医療機器」の下に「及び同条第九項に規定する再生医療等製品」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。